第5講　洛中碑からみた洛中洛外

(1)　問題提起

　洛中碑とは、元禄8年（1695）に京都町奉行所が京都市街周辺の30か所に設置した石柱である(1)。石柱には「是より洛中馬口付のもの乗へからす」と刻まれている（以下、洛中碑と記載）。「馬口付」とは馬の口取りをする馬子を指している。馬口付は馬を引きながら歩行するが、馬の背の乗ることもあったのであろう。ここから先は洛中であるため、馬に乗って通行することを禁ずると、京都町奉行の指示を刻み込んでいるのである(2)。

　下馬杭の設置は江戸でも行われている。千葉正樹によれば、江戸の下馬杭の設置は承応4（1655）年、寛文元（1661）年、そして元禄11（1698）年には「江府内外傍示杭」の名称で再設置されたという。「江府内外傍示杭」には「此杭よ里内小荷駄馬口江附きよりの者不可乗者也」と記載されていた(3)。文面に多少の違いはあるが、その趣旨は洛中碑と同じである。

江戸で3度にわたって下馬杭が設置されたのは下馬杭の位置をより外側へさせるためであり、移動によるもので、元禄11年設置の下馬杭は文政5（1822）年まで使用されていたという。江戸の朱引内、墨引内の制定が文政元（1818）年のことであるため、下馬杭（江府内外傍示杭）が文政元年以前に朱引線あるいは墨引線と同じ役割を果たしていたと考えることができる。

　では、元禄8年に設置された洛中碑は、「京・京都・洛中」といった空間とどのような関係の中で成立したのであろうか。30本の洛中碑の設置地点を把握して洛中碑が言う「洛中」の範囲を把握したうえで、それがどのような意味をもつ空間として設定されているのかを考えみよう。

(1)　正確には下馬札の一　種とみなされる下馬杭である。

(2)　30か所に設置されたという洛中碑のうち、現存が確認されているのは以下の7か所、12本だけである。

1.御前通一条下ル仁和小学校

内（3本）

2.室町通寺之内下ル室町小学

校内（4本）

3.堀川通上御霊上ル東側水火

天満宮内（1本）

4.五辻通七本末西入ル翔鸞小

学校内（1本）

5.木屋町通二条下ル西側日本

銀行京都支店内（1本）

6.大宮通塩小路下ル梅逕小学

校内（1本）

7.朱雀堂ノ口町京都中央卸売

市場第一市場内（1本）

(3) 千葉正樹（2001）『江戸名所図絵の世界　近世巨大都市の自画像』，吉川弘文館，pp158-161.

〔資料1〕「五十五　洛中荷馬口附定杭之事」

杭木之文言

是より洛中荷馬口付のもの乗へからす

東之方

一、鞍馬口　　　　　　　　木戸之外側

一、寺町勧喜寺前町新道　　木戸之外切通南側

一、今出川口　　　　　　　御幸道筋之東番所之際

一、荒神口　　　　　　　　舛形之内薮垣之南角

一、二条口　　　　　　　　賀茂川西端南側

一、三条口　　　　　　　　大橋東詰北側

一、五条通　　　　　　　　大橋東詰北側

一、七条通　　　　　　　　高瀬川西端北側

南之方

一、東洞院通　　　　　　　土居之外西側

一、油小路通　　　　　　　稲荷御旅所之前土居之内北角

一、四つ塚口　　　　　　　橋際北側

西之方

一、八条通　　　　　　　　土居之内南側

一、七条通　　　　　　　　土居之際橋詰南側

一、朱雀　　　　　　　　　土居之出口西側

一、四条通　　　　　　　　土居之内北側

一、三条通　　　　　　　　土居之内南側

一、二条通　　　　　　　　土居之際南側

一、下立売通　　　　　　　土居之出口南側

一、一条大将軍村　　　　　土居之際南側

一、元誓願寺通　　　　　　紙屋川出口木戸之外北側

北之方

一、北野天神後出口　　　　木戸之外東側

一、寺之内通出口　　　　　木戸之外南側

一、千本通　　　　　　　　木戸之外西側

一、大宮通　　　　　　　　木戸之外南側

一、水火天神図子　　　　　木戸之外東側

一、清蔵口　　　　　　　　木戸之外東側

一、室町通小山口　　　　　西側

一、上御霊前町出口　　　　西側

一、寺町通御所八幡出口　　木戸之外西側

一、今出川舛形之上御車道　土手際南側

但、此壹ヶ所ハ鴨口四町ゟ相願候ニ付杭木四町ゟ差出、

以上三拾ヶ所

　右者木杭建置候處年々朽損候得者其所ゟ訴出候ニ付見分申付、追々石杭ニ申付、御入用闕所銀ニ而相渡ス、

一、洛中小荷駄馬口付之もの乗馬之事、前々ゟ停止候得共他所之馬方共乗通り候ニ付、元禄八亥之年小笠原佐渡守殿江松前伊豆守申達、洛中口々に定杭建置之、

『京都御役所向大概覚書』